**平成２５年（フ）第７８５号**
堺市中区深阪432番地６　山中マンション205号、前住所大阪府大阪狭山市半田５丁目2623番地の25
債務者　西野　正子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第８０１号**
大阪府柏原市田辺１丁目８番８号
債務者　丸山　晴夫
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第８０７号**
大阪府河内長野市加賀田285番地事業団加賀田宿舎１棟405号
債務者　阪井　正治
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第８１７号**
大阪府羽曳野市はびきの５丁目５番12―401号
債務者　今西倭文子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第４９号**
兵庫県小野市下大部町896番地の１
債務者　稲摩久美子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第７７号**
山口県宇部市恩田町２丁目23番39号
債務者　港　奈美代
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第５１号**
北海道夕張郡由仁町東光163番地　ハイツイムラ102
債務者　名畑　優樹
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２５年（フ）第５２号**
北海道岩見沢市駒園５丁目２番１号
債務者　河上　芳夫
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２５年（フ）第７８号**
新潟県上越市藤新田２丁目８番23号　ハイツイーストパーク103号
債務者　山口　彩乃
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第１４６７号**
愛知県瀬戸市原山台２丁目11番308号
債務者　田毎　光子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９６号**
愛知県一宮市緑１丁目９番12号　グリーンキャッスル305号
債務者　荻本ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第２９３号**
愛知県江南市小折本町柳橋６番地　ハイツエリオン104号
債務者　八橋　　正
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第６３号**
長崎県長崎市大浦町９番27号
債務者　山崎由美子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３３号**
長崎県長崎市宮崎町70番地１　市営宮崎第１アパート池棟301号
債務者　尾﨑かおり
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５９号**
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷770番地１、前住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷694番地
債務者　山口　弘見
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１７２号**
長崎県長崎市戸石町897番地、前住所長崎県長崎市中里町1026番地３　久良木ハイツ202号
債務者　口石　康幸
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第９９号**
長崎県諫早市多良見町木床1591番地
債務者　山口　豊子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係